

い ほ ぬ ま ち く か っ せ い か け い か く
伊保沼地区活性化計画

栃木県・小山市

(平成25年3月)

平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	伊保沼地区活性化計画	都道府県名	栃木県	市町村名	小山市	地区名(※1)	伊保沼・小宅・黒本・大本地区	計画期間(※2)	平成23年度～平成27年度
-------	------------	-------	-----	------	-----	---------	----------------	----------	---------------

目 標 : (※3)

伊保沼地区外4地区を含む本地域は小山市北西部位置する、小宅、黒本、島田、大本からなる、米麦、野菜産地であり、国道50号を經由し首都圏を市場とした出荷形態を主としている。しかしながら、本地域については、ほ場から集出荷場等への一次輸送のための農業用道路や農業用排水施設の整備水準が低いことから、通作の不便さや荷傷みの発生、大型機械化体系への移行に支障を及ぼすとともに、施設の維持補修に多大な労力を要している等、効率的な営農が困難な状況となっている。このような状況から、本地域では、農家戸数が平成17年で419戸、平成22年度で352戸と67戸(16%)の減少となっている。このため、農業用道路及び農業用排水路を整備・保全し営農環境を改善することで、効率的安定的な農業経営の実現に資し、今後の農家戸数の減少を平成28年度に平成22年度比29戸減(8%)323戸に抑制し、農業就業者の離農抑制及び新規就農者の確保定住化を図る。

目標設定の考え方

地区の概要:

本市は、いのち・豊かな心・ゆとりと癒しを育む「水と緑と大地」の素晴らしい自然環境があり、東京圏からわずか60kmの栃木県南部に位置する。当地区は、小山市の北西に位置し、市街地に隣接する都市的農業地域で、営農形態は米、麦、野菜による複合経営であり、農産物は国道50号線を經由して東京方面へ出荷されている。

現状と課題

当地区は、水稻・麦・野菜等の生産が盛んで、地域内の道路については2.0m～3.0m程度の砂利道で農業機械の大型化に伴い運搬や営農に支障をきたしている。又、地域の水路状況については、土水路が多く維持保全に多大な労力を要するとともに用排分離がなされていないため、効率的な水の管理が出来ない状況にある。又、大雨時には水路の草等により、排水路内を流れる水が溢れたり、増水による水路法面の崩壊等、農作業に支障を来しております。このため、現状の農業生産基盤の整備水準を向上し、営農環境を大幅に改善することにより効率的な農作業を行える。また、農業経営の安定化・効率化を図ることにより、農業振興を図る中で地域の活性化を図っていくことが課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み、地域活力が低下する中、農地の保全、基盤整備、後継者の育成や農地の集約化等を促進して農業経営の安定化を図り地域活性化を目指す。具体的には、農業用道路及び用排水路の整備を行うことによって、農作物の安全な搬送や安定的な排水・用水の管理によって、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上を図る。このことにより当地域の農家人口・総人口の減少を抑制し、営農活動の活性化を促進する。また、活性化計画の終了翌年度に、農家戸数を平成22年度比29戸減(8%)に留める目標の達成状況を検証する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
小山市	伊保沼	基盤整備(農業用排水施設)	小山市	有	イ	H23~H24
小山市	小宅	基盤整備(農業用道路)	小山市	有	イ	H24~H26
小山市	黒本	基盤整備(農業用道路)	小山市	有	イ	H26~H27
小山市	大本	基盤整備(農業用道路)	小山市	有	イ	H25~H27

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

伊保沼・小宅・黒本・大本 地区(栃木県小山市)	区域面積 (※2)	720ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の720ha(道路水路を除く634ha)のうち農地面積は575haで9割以上を占め、当該地域における農林漁業従事者は、全体で502戸のうち332戸であり、おおむね66%である。		
②法第3条第2号関係: 当地域の農家戸数は平成17年度から平成22年度の間16%減少しており、農業従事者においては高齢化や後継者不足が進んでおり、地域活性化のためには、基盤整備により生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加や農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 農振地域の為、市街地を形成している地域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 ……………該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項……該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当該地域の農家戸数は、平成17年419戸から平成22年353戸と66戸(16%)減少している。また農業従事者の高齢化や後継者不足が進み、農業経営の維持が困難になっている。このため、平成28年の農家戸数を平成22年度比28戸減(8%)に抑制することを目標とする。

小山市では、平成28年度事後評価時にH27農業センサス及び小山市農地基本台帳等を基に農家戸数を確認し達成状況の評価を行い、その結果を公表する。

また、公表にあたっては、第三者の意見を聴取する。

県としては小山市の評価について妥当性を確認するとともに、その後結果を公表する。